

9 業務の適正な評価の前提情報

a l i c の事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

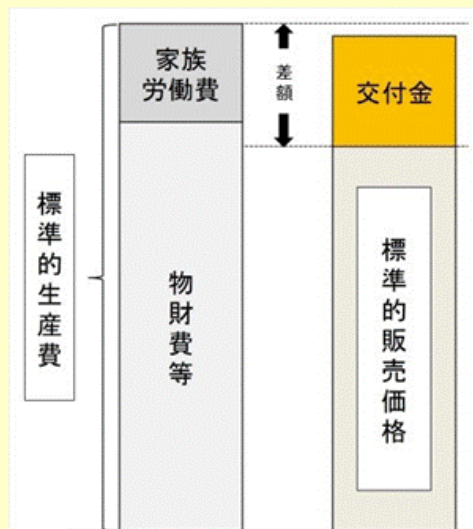
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

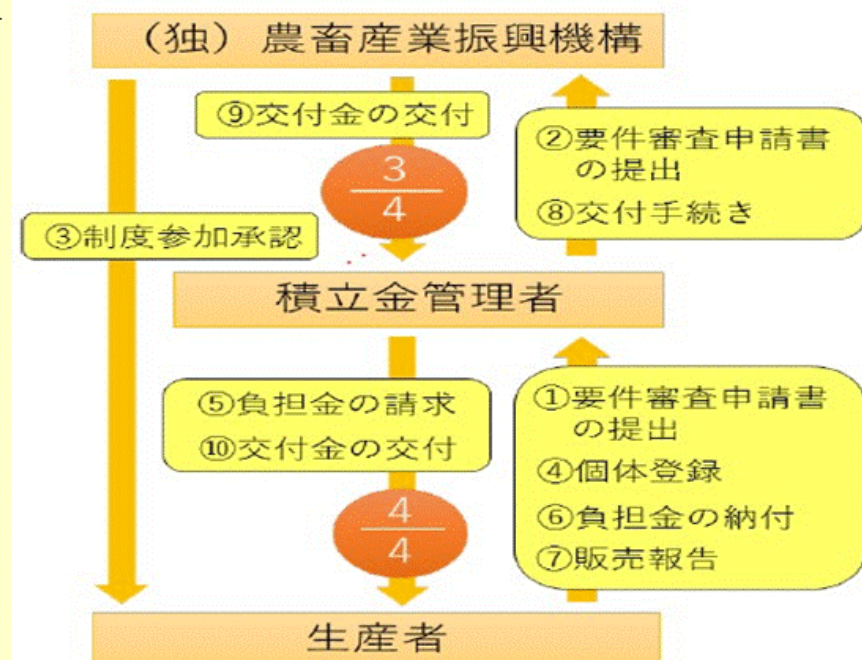
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(相収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：31,126百万円】

○肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

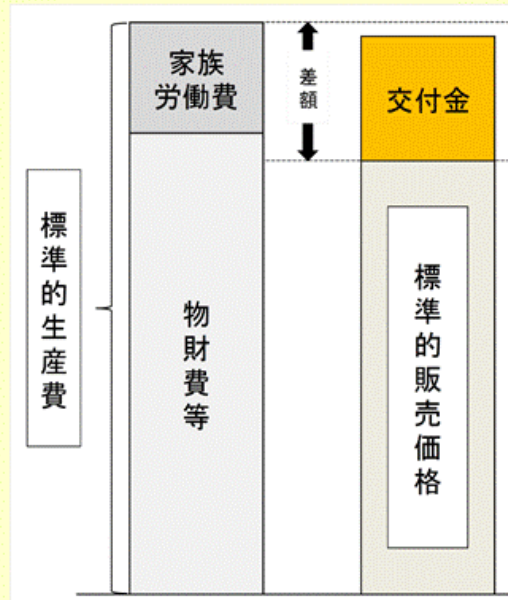
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

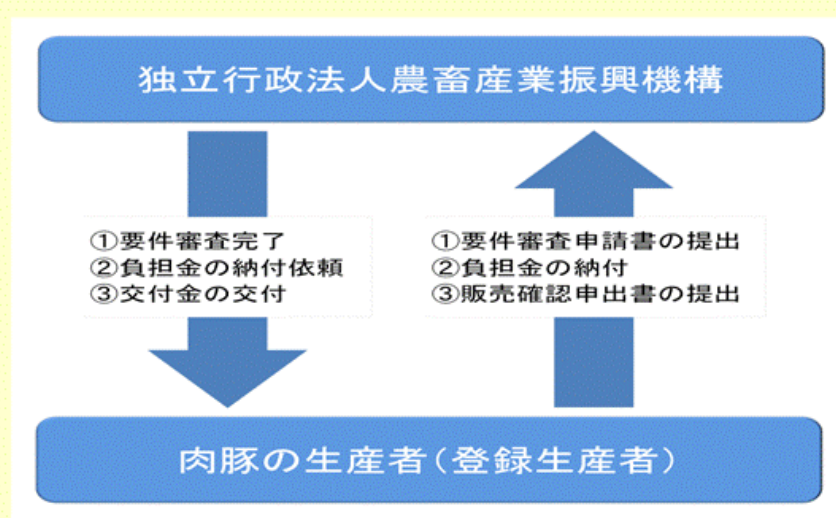
四半期毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：0円】

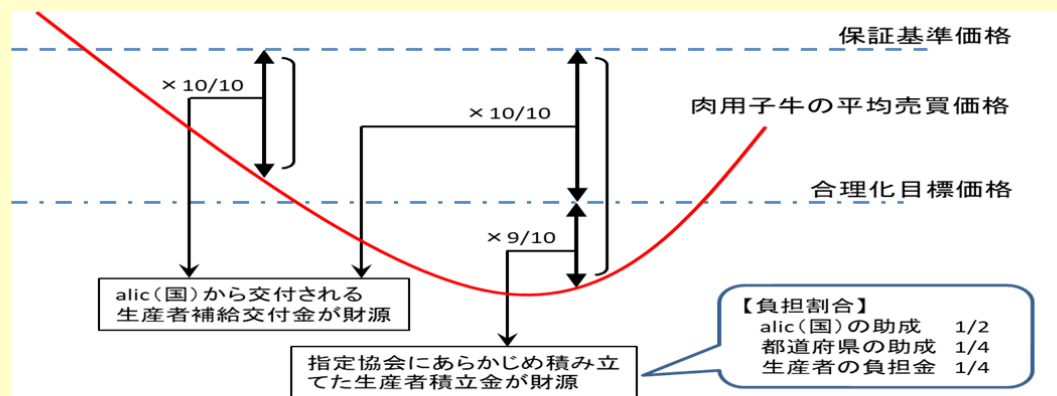
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

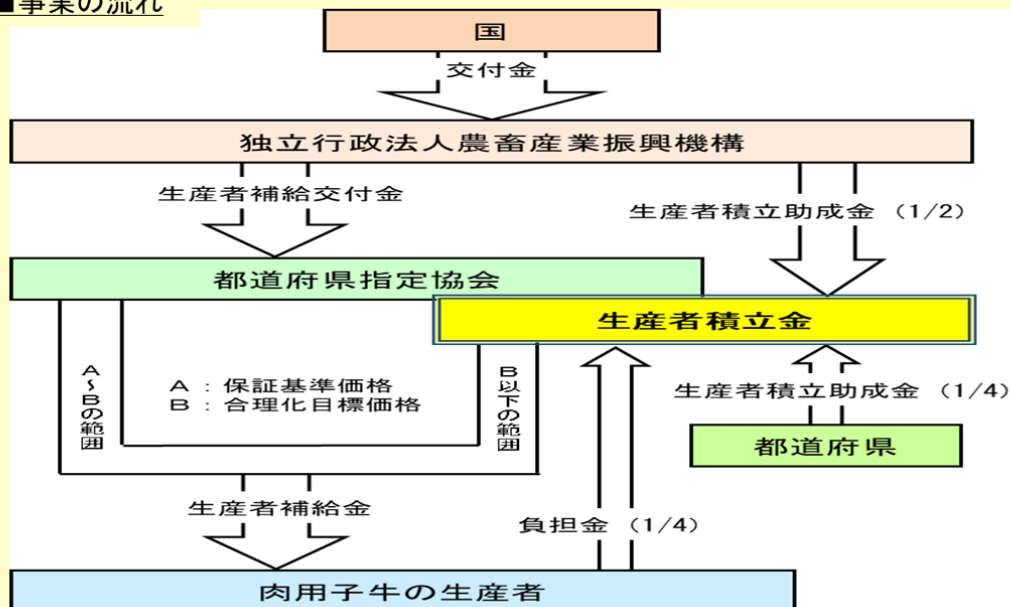
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：8,965百万円】

○畜産業振興事業（肉畜・食肉等）

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

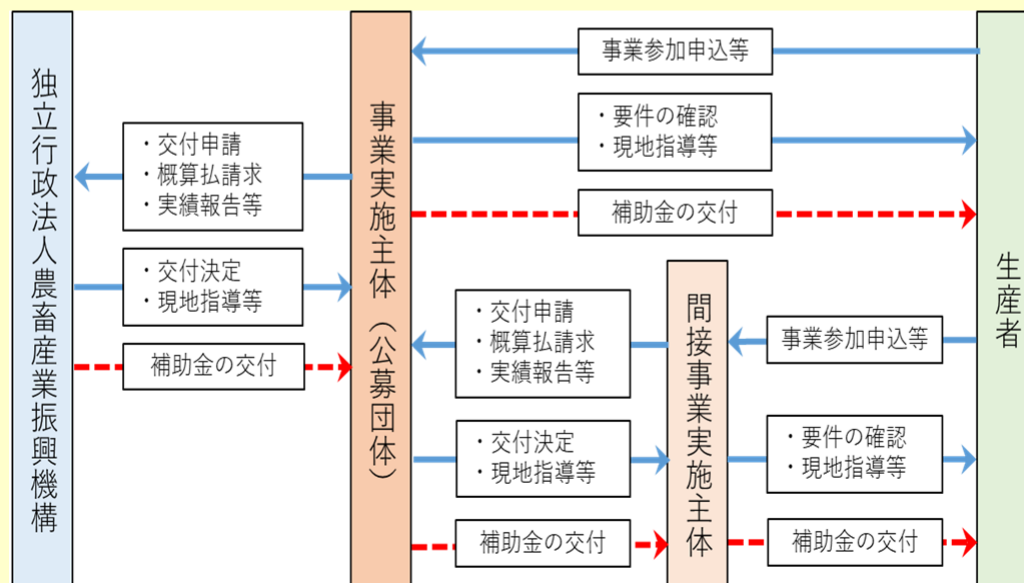
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営及び肉豚生産者の生産基盤強化
- 負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援
- 食用・飼肥料等としての利用が禁止されている牛肉骨粉等の適正処分の推進

【緊急対策】

- 市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が、発動基準を下回った場合に、支援交付金を交付
- 配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付
- 令和6年能登半島地震では、被災した畜産経営体に対し、損傷した施設・機械の補改修などの取組の支援 等

■事業の流れ（例）



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和5年度交付実績：73,114百万円】